



# 国庫補助金の定率補助率算定のため 課税標準額調査が実施されます！

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されること、

## 一、調査の対象

(一) 全組合を対象とする。

ただし、国保組合の判断により、今回の調査を実施しないことも可能とするが、この場合、国庫補助の算定においては、所得水準が最も高い国保組合と同じ水準であるものとして算定することとする。

この調査は今後3年に一度実施されることになり、調査対象となる組合員及びご家族の方々には趣旨をご理解賜りますようお願いいたします。

## 二、調査の方法

なお、調査方法等につきましては、次のとおり実施いたしますので、よろしくお願いたします。

三、調査する事項

調査要領に基づき抽出された国保組合の組合員とその家族(当該国保組合の被保険者に限る)の平成30年度分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む)に係る同法第31条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額から同項第2項の規定による控除した後の金額とする。

一 調査の目的

国保組合の被保険者の所得状況を把握し、国保組合への国庫補助(定率補助、普通調整補助金、事務費負担)

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されること、

担金)の算定に反映させることを目的とし実施するものである。

## 二、調査の方法

(一) 全組合を対象とする。

ただし、国保組合の判断により、今回の調査を実施しないことも可能とするが、この場合、国庫補助の算定においては、所得水準が最も高い国保組合と同じ水準であるものとして算定することとする。

この調査は今後3年に一度実施されることになり、調査対象となる組合員及びご家族の方々には趣旨をご理解賜りますようお願いいたします。

## 二、調査の方法

なお、調査方法等につきましては、次のとおり実施いたしますので、よろしくお願いたします。

三、調査する事項

調査要領に基づき抽出された国保組合の組合員とその家族(当該国保組合の被保険者に限る)の平成30年度分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む)に係る同法第31条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額から同項第2項の規定による控除した後の金額とする。

一 調査の目的

国保組合の被保険者の所得状況を把握し、国保組合への国庫補助(定率補助、普通調整補助金、事務費負担)

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されること、

実施をさせていただきます。なお、調査対象者につきましては、平成30年5月1日現在の組合員により作成した組合員名簿(被保険者証の記号番号順に作成)を基に、抽出率(本年は6分の1)に応じて都道府県により抽出されます。

## 二、調査の方法

また、今後は次の手続に係るものについてマイナンバーによる情報連携を活用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※個人番号(マイナンバー)の利用できる具体的な手続き・高齢受給者証の交付

・被保険者の世帯変更の確認  
・組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと  
又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認

## 二、調査の方法

また、今後は次の手続に係るものについてマイナンバーによる情報連携を活用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※個人番号(マイナンバー)の利用できる具体的な手続き・高齢受給者証の交付

・被保険者の世帯変更の確認  
・組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと  
又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認

一 調査の目的

国保組合の被保険者の所得状況を把握し、国保組合への国庫補助(定率補助、普通調整補助金、事務費負担)

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されること、

国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認

## 二、調査の方法

また、今後は次の手続に係るものについてマイナンバーによる情報連携を活用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※個人番号(マイナンバー)の利用できる具体的な手続き・高齢受給者証の交付

・被保険者の世帯変更の確認  
・組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと  
又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認

## 二、調査の方法

また、今後は次の手続に係るものについてマイナンバーによる情報連携を活用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※個人番号(マイナンバー)の利用できる具体的な手続き・高齢受給者証の交付

・被保険者の世帯変更の確認  
・組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと  
又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認

一 調査の目的

国保組合の被保険者の所得状況を把握し、国保組合への国庫補助(定率補助、普通調整補助金、事務費負担)

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されること、

国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認

## 二、調査の方法

また、今後は次の手続に係るものについてマイナンバーによる情報連携を活用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※個人番号(マイナンバー)の利用できる具体的な手続き・高齢受給者証の交付

・被保険者の世帯変更の確認  
・組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと  
又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認

## 二、調査の方法

また、今後は次の手続に係るものについてマイナンバーによる情報連携を活用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※個人番号(マイナンバー)の利用できる具体的な手続き・高齢受給者証の交付

・被保険者の世帯変更の確認  
・組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと  
又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認

一 調査の目的

国保組合の被保険者の所得状況を把握し、国保組合への国庫補助(定率補助、普通調整補助金、事務費負担)

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されること、